

授業料等の負担が軽減される就学支援金制度などについて

本校では、各ご家庭の経済状況により国・千葉県・高校が実施する下表のそれぞれの制度を申請することができます。それぞれ申請時期が違い、お手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

【重要】各制度に該当しているかどうかの判断基準

保護者全員（親権を持つ者）の下記算定式により計算した額

課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算します。
※オンラインから提出いただいたマイナンバーの情報を基に毎年都道府県が判定額を調べます。前年該当している場合は改めての申請は原則不要です。

授業料を軽減する制度	① <u>就学支援金（国の制度）</u> ・給付額：9,900～26,500円（月額 収入によって異なる） ・申請時期 4月（新入生のみ）と6～7月（全学年毎年実施） ・申請方法 高校へ各書類を提出（前回該当者は原則提出不要）	※一括して高校から案内をします。 個別の申請は必要ございません。
	② 授業料減免制度（千葉県・高校の制度） ・給付額：授業料または授業料の2／3から①の給付額を除いた額（月額） ・申請時期：6～7月（①と同時に申請受付）	
授業料以外の教育費を軽減する制度	③ 入学金軽減事業（千葉県・高校の制度 1年生のみ） ・給付額：入学金の全額または150,000円のいずれか低い方の額 ・申請時期：6～7月（①と同時に申請受付）	
	④ 奨学のための給付金（都道府県の制度） ・給付額：52,600～152,000円（年額・2023年度の場合） ・申請時期：6月～9月頃（都道府県によって異なる） ・申請方法：保護者が千葉県在住⇒高校へ各書類を提出 保護者が千葉県以外に在住⇒都道府県窓口へ各書類を提出	

◆対象条件と給付額（①・②は月額）

該当	A	B	C	D	E	F	G
昨年の年収 (めやす)	0～ 270万円	～350万円	～590万円	～640万円	～750万円	～910万円	910万円超
判断基準額	0	～51,299	～154,499	～175,499	～227,099	～304,199	304,200～
①就学支援金	26, 500円			9, 900円			所得制限 (給付なし)
②授業料減免	就学支援金で全額給付のため 0 円			16, 600円	7, 700円	—	
③入学金軽減	対象		—				
④奨学給付金	対象	—					

以上